

(写)

富最賃審第8号
令和4年8月23日

富山労働局長
吉岡 勝利 殿

富山地方最低賃金審議会
会長 長尾 治明

当最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について（答申）

令和4年8月23日、貴職から、令和4年8月5日付け富山県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する富山県労働組合総連合、富山県高等学校教職員組合、全日本建設交運一般労働組合富山県本部及び富山県医療労働組合連合会からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和4年8月5日付け審議会の意見（答申）のとおり決定することが適当である。